

令和 8 年度 事業計画

【1】基本方針

わが国の令和 8 年 1 月 1 日現在の総人口（概算値）は、1 億 2326 万 8 千人で前年同月比 62 万人減少（▲0.50%）し、15 歳未満人口は、1,353 万 2 千人で前年同月比 36 万 3 千人減少（▲2.61%）、生産年齢人口（15～64 歳）は、7,353 万人で前年同月比 21 万 3 千人減少（▲0.29%）、65 歳以上人口は、3,620 万 6 千人で前年同月比 4 万 4 千人の減少（▲0.12%）となり、総人口に占める割合も 29.45%（0.15%増）、うち 75 歳以上人口は、2,118 万 4 千人で前年同月比 52 万人の増加（2.52%増）と少子高齢社会が進行しています。（総務省統計局）

一方で阿見町の令和 8 年 1 月 1 日現在の人口は、50,128 人で前年同月比 485 人増加（0.98%増）し、15 歳未満人口は、6,163 人で前年同月比 24 人増加（0.39%増）、生産年齢人口（15～64 歳）は、30,056 人で前年同月比 406 人増加（1.37%増）、65 歳以上人口は、13,909 人で前年同月比 55 人の増加（0.40%増）となり、人口に占める割合は 27.75%（▲0.16%）、うち 75 歳以上人口は、7,936 人で前年同月比 260 人の増（3.39%増）と子育て世代など若年層が増加しておりますが、同時に高齢社会へと進行している状況となっております。（町総務課）

このような中で、「生涯現役社会」を目指して、元気な高齢者が活躍するシルバー人材センター事業が果たす役割は、ますます重要視され、地域社会からの期待も高まっております。当センターは、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、地域の高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能を活かすことができ、地域に密着した臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務の就業機会の確保に引き続き努めます。

しかしながら、令和 2 年 2 月からのコロナ禍における、その後の生活様式が変化し、加えて賃金上昇をはるかに上回る物価の高騰や気象変動による猛暑対策など、社会情勢は激変しております。さらに令和 5 年 10 月に施行されたインボイス制度（6 年間は一定割合を控除可能な経過措置）による消費税の新たな負担増と令和 6 年 11 月に施行されたフリーランス新法の趣旨を踏まえた新たな契約方法への移行や令和 6 年度からのシルバー派遣事業における年次有給休暇に係る県補填金の打ち切りへの対応など、当センターを取り巻く運営環境は非常に厳しい状況下にあります。

本年度は、センター設立 35 周年と節目の年ではありますが、こうした現状を克服するには、自助努力が必要であり、公益法人として真に地域社会に信頼される団体となるよう、公益性のある事業展開を念頭に組織体制の強化を図るとともに、安全就業、新たな契約方法への円滑な移行、会員増強、就業機会の拡大、デジタル化による情報発信などを推進して、業務の効率化と費用の削減に取り組んでまいります。

【Ⅱ】シルバー人材センター事業

1 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

高齢者にふさわしい、地域に密着した仕事を一般家庭、民間事業所、町役場等から有償で引受け、これを会員の能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供します。

2 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受付け、これを希望する高齢者に紹介します。

(2) 一般労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、派遣労働を希望する会員を対象に実施します。

3 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を習得するための講習

4 前記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

(1) 会員拡大事業：新たな会員拡大に向けた R7～R12 年度までの会員純増目標（県シ連）

当センター目標 R7:316 人⇒R8:322 人、R9:328 人、R10:335 人、R11:342 人、R12:349 人

- ① 定期的かつ出前による入会説明会開催による入会促進
- ② 高齢会員の退会抑制
- ③ 役職員、会員による会員紹介・勧誘活動
- ④ 女性会員の入会推進（キャンペーン）実施
- ⑤ 賛助会員の入会推進

(2) 就業開拓提供事業

会員個人の能力や希望に応じた就業機会を提供できるよう就業の開拓・拡充に努めます。

- ① 請負・委任による業務の新規受注先の開拓
- ② 一般労働者派遣事業の就業開拓
- ③ 女性会員の就業機会の拡大
- ④ 阿見町ふるさと応援寄附返礼品事業（空き家見守りサービス）への継続参加
- ⑤ ハローワークとの連携強化による就業の推進
- ⑥ 就職フェア等イベントへの継続参加

(3) 調査研究・研修事業

適正な就業の促進や事業の拡大・推進を図るために次のような調査研究及び研修を行います。

- ① 女性会員が増加している先進センターの取組み状況の調査研究
- ② 近隣センター、先進センター等との情報交換による調査研究
- ③ 会員の希望、経験、能力、知識、資格等の調査分析
- ④ 技能群（植木剪定、除草作業など）会員の後継者育成研修
- ⑤ 顧客のニーズに適切に対応できるよう人材育成のための各種研修の実施
- ⑥ 接遇マナー講習の実施
- ⑦ 茨城県シルバー人材センター連合会主催の各種研修への参加推進

(4) 相談・情報提供事業

入会を希望する方を対象に「入会説明会」を実施するとともに、高齢者の相談に対応します。

- ① 定期的な入会説明会を開催
- ② 相談窓口の充実、就業希望者の相談に対応
- ③ 会報紙「シルバーあみ」やホームページなどによる情報発信の充実
- ④ 会員専用サイト（Smile to Smile）の利用促進
- ⑤ 会員の就業前見学の実施、体験等、情報提供
- ⑥ 公共施設等関連業務就業を対象とした公平な就業機会の推進

(5) 普及啓発活動事業

シルバー人材センター事業の普及啓発活動を効果的に推進するため、町役場、事業所、町民等に対して、次のような活動を行います。

- ① 阿見町広報紙「広報あみ」へのセンター事業の紹介掲載
- ② 会報紙「シルバーあみ」年4回（4月、7月、10月、1月）の発行による情報の発信
- ③ リーフレット（入会促進・就業開拓）等の配布、公共施設等に配架による普及宣伝活動
- ④ シルバーの日（10/1）及び普及啓発促進月間（10月）における普及宣伝活動
- ⑤ 「阿見町さわやかフェア」イベント参加による普及宣伝活動
- ⑥ センター啓発用ティッシュ、タオル、グッズ等の配布
- ⑦ ホームページによる迅速な情報の発信による普及宣伝活動
- ⑧ SMS送信サービス活用による情報の迅速な配信活動

(6) ボランティア（社会奉仕）活動事業

ボランティア活動を希望する会員を対象に「できる範囲で」社会奉仕活動を実施するほか、楽しいセンターを目指してサークル活動の充実に取り組みます。

- ① 清掃活動を実施し地域の環境美化に貢献
- ② 町や関係団体との連携を図り環境美化運動に参加
- ③ 使用済み切手の回収、寄附活動
- ④ 公共関連施設の環境美化活動

⑤ サークル活動の充実

(7) 安全・適正就業推進事業

「事故ゼロ」を目指し、安全委員会並びに衛生委員会を中心に「安全第一」に就業できるように指導・研修を行い、安全意識の高揚と啓発活動を積極的に推進します。

- ① 県シ連主催安全就業推進大会及び安全就業対策講習会への参加
- ② 事件事例紹介及び安全就業ニュースによる安全就業の徹底
- ③ 熱中症、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の注意喚起及び予防の徹底
- ④ 就業現場への安全巡回(安全就業パトロール)実施による安全就業の徹底
- ⑤ 安全運転講習会(交通事故の防止も含む)の実施
- ⑥ 運転前後のアルコール・チェックの徹底
- ⑦ 普通救命講習(AED)の実施
- ⑧ 電動機器類、刈払機等使用時の事故防止の徹底
- ⑨ 適正就業ガイドラインに沿った就業の徹底
- ⑩ 労働災害及び健康障害等の予防への取組み
- ⑪ 健康講座、認知症サポーター養成講座等による健康の保持、増進等の取組み
- ⑫ 会員自らの健康管理や健康維持促進を図るため、町の特定健康診断の推奨
- ⑬ 「事故ゼロ」への取組み(R8～R10 センター安全スローガン)

ア 「思い込み だろうじゃないかは 危険のもと」

イ 「慣れたころ 慣れた作業に 事故が待つ」

【Ⅲ】法人管理事業

1 会員数の目標

令和8年度末の会員目標数は322人とし、女性会員数を97人、比率30%超とします。

2 経営基盤の強化

公益社団法人として関係法令を遵守し、経費節減等に努め、計画的かつ効率的な財政運営を図るとともに、経常収益である受託事業収益及び国や町からの補助金の増額などの財源確保による安定的経営基盤を確立し、健全財政に努めます。

3 組織体制の強化

公益社団法人として、地域に密着した活動を展開するため、理事会をはじめ各委員会等の役割・機能の充実を図ります。また、一般労働者派遣事業をはじめとする事業の拡大に取り組むため、体制の強化を図ります。

(1) 役員研修会の開催

(2) 職員の意識・スキル向上

4 新たな契約方法への移行

厚生労働省からフリーランス新法の趣旨を踏まえ、契約方法の見直しを行うことが基本方針として示されました。令和8年4月より新たな契約方法への移行を進めます。

5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び公益法人会計基準の改正への対応

令和7年4月より施行された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び公益法人会計基準の改正について、適切に対応します。

【IV】 諸会議の開催

事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催します。

(1) 定款に定める会議

- ① 定時総会 年1回（6月予定）
- ② 理事会 年6回以上（5月、6月、9月、11月、1月、3月予定）

(2) その他の会議

- ① 事業推進本部会議 随時開催
- ② 専門委員会
 - ア 安全委員会 随時開催
 - イ 広報委員会 随時開催
 - ウ ボランティア委員会 随時開催
 - エ 衛生委員会 随時開催